

2011. 11. 18

文書番号	熱建建第	号	目次番号	
決裁区分	[Redacted]			区分
収受	平成	・	保存年限	1 5 10 永
起案	平成 23	・ 12	類目	公印承認欄
決裁	平成	・		
施行	平成	・	付記	重要
完結	平成	・		
主管	[Redacted]	建設部	先方の文書	
		建設課	・ ・ ・ 付	
合	[Redacted]		第 号	
議	[Redacted]		起案者	
あて先	[Redacted]		発信	[Redacted]
	[Redacted]		者名	[Redacted]
標 題	伊豆山赤井谷における土の採取等事業について			
	〔照会 回答 通知 依頼 報告 復命 締結 申請 制定 指令 決定 (協議)〕			
	標題の件については、旧土地所有者兼事業届出者（現場責任者）である [Redacted]			
	に対し再三の口頭・文書による指導をしておりますが、現状長期間放置されておりました。			
	平成23年2月に [Redacted] 氏に所有権が移転後、現所有者とも何度か立会いを行い、協議をした結果について確認をしておくもの。			
	現状書類上の経過			



(参考)

平成23年11月18日

伊豆山赤井谷における  
土採取事業関係各位

建設課長

確認書

平成19年3月9日付けで届出のあった、熱海市伊豆山字赤井谷地内における土の採取事業については、今後下記のとおり関係者により、事業を行うものとする。

記

- 1 市による事業
  - 市道七尾本宮線への横断側溝設置（工事出入口上）
  - 事業地入口へのバリケード設置（工事出入口付近）→市道七尾本宮線
- 2 届出者及び土地所有者による事業
  - 事業地北側法面（市道七尾本宮線）の下に大型土嚢を設置し、法面整地を実施
  - 排水工（北側）をW=1.0mからW=1.5~2.0mに変更
  - 沈砂地の土砂の除去及び沈砂地の拡大
  - 事業箇所全体の整備、緑化（種子及び植栽）
  - 土採取条例に基づく書面の提出
- 3 事業工期 平成24年1月末

現地確認日 平成23年11月18日 12:00~

施  
市

伊豆山赤井谷

であるため、所有者である■■■■と今後の対応について話をしたいと思っ  
ているので、■■■■及び■■■■に話をしておいて欲しいと■■■■へ依頼  
した。

11月18日 現地立会 ■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■、■■■■  
■■■■ 沈砂地が潰れてしまっている現状。新たなものを作る予定。大き  
さは倍くらいのもの。■■■■からは市が許可を出す形で行うよう言わ  
れている。(■■■■はすぐに現場を離れた)

本宮線との境にも盛土を行い、現場に水が流れないようにしたい。

最終的には1月末までに全体の整地を行い、春先に緑化したい。

■■■■ 市としてできることは、(費用的なことも含め)

市 道路に関わることであれば出来ると思う。横断側溝を入れることは  
出来る。

■■■■ 人口をふさぎたいと考える、水道温泉課に相談してあるが、

市 出来ると思う。この協議を文面しておくので夕方とりにきてほ  
しい。

関係者 了解した。

夕方 ■■■■、■■■■、■■■■来庁

別紙確認書を作成今後の作業について確認した。

12月1日 ■■■■、■■■■来庁

■■■■ 今までの経緯から■■■■の技術的な問題があると判断し、■■■■から  
も独自に動くよう指示された。

事業者(届出者)が■■■■に変更になった場合の提出書類について  
土採取条例によるところであるが、どの条項を使うべきか判断がむずか  
しいところであるため、県土地対策課(■■■■)へ相談。

■■■■ 一度、市の職権において事業の廃止をしたらどうか?現届出者と縁  
を切りたいと思う。その後■■■■に新たな事業として届出をしてもらっ  
てはどうか・・・ただし、これが正しいかは正直わからない。

承継の届出もあると思うが、相手が相手なだけにその書類だけでよいか  
が難しいところだと思う。(■■■■の承諾等をもらうこと等)

風致条例とも足並みを揃えたほうが良いのでは・・・

まちづくり課 ■■■■へ報告

■■■■ 風致条例においては承継の届出だけで良いという認識。

事業の廃止となると相手に対し不利益処分となるため、それなり  
の手続きが必要になる。(たしかに風致条例からは承継の書類のみ  
でよいと読める。

以上のことを■■■■に報告